

医療保険のオンライン資格確認が始まります (オンライン資格確認 10月20日から本格運用)

令和3年10月15日「オンライン資格確認」本格運用開始について」(保保発1015第1号厚生労働省保険局保険課長等)が発出され、オンライン資格確認等システムの本格運用については、令和3年10月20日(水)から開始されることが示されました。

それに伴い、オンライン資格確認が導入された医療機関等の窓口では、マイナンバーカードを保険証として利用することができ、加入する健康保険組合等の資格情報を確認します。(マイナンバーカードに保険証の機能を持たせる仕組みとなっています。)

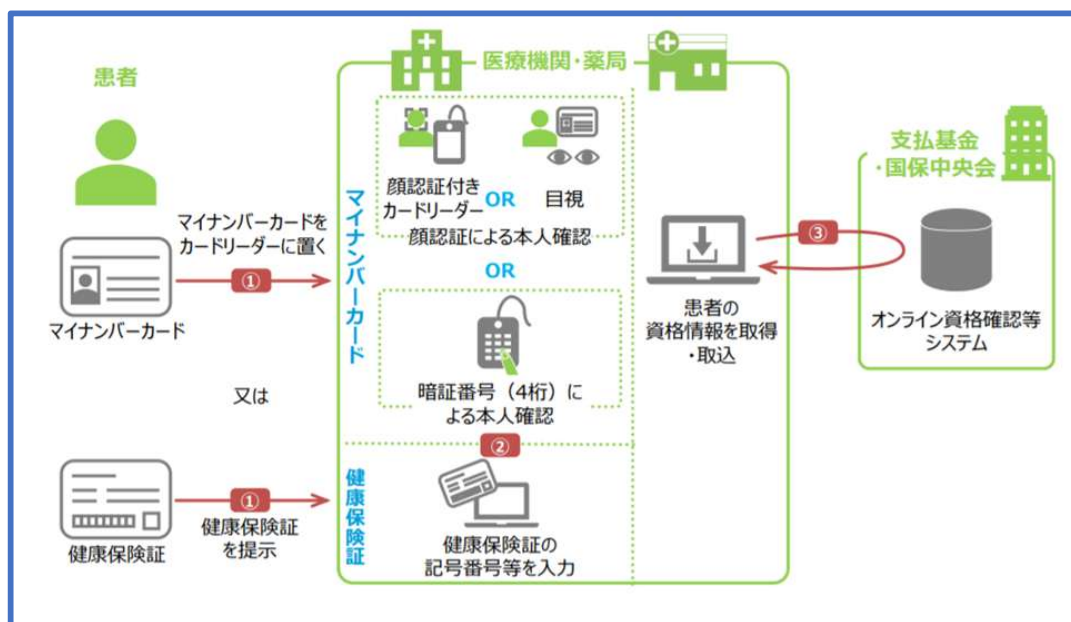
なお、オンライン資格確認開始後も従来の健康保険証を発行いたしますので、これまでどおり健康保険証の提示で医療機関・薬局の受診が可能であり、保険証が使えなくなることはありません。

オンライン資格確認とは

現在、医療機関では患者さんがどこの医療保険(健康保険組合等)に加入しているのか、その医療保険資格が有効か否かを健康保険証によって確認をしていますが、その確認作業をオンラインで確認できるシステムのことです。

オンライン資格確認における医療機関や薬局での本人確認の仕方

オンライン資格確認では、マイナンバーカードを保険証として利用できるようにし、マイナンバーカードのICチップまたは保険証の記号・番号等によりオンラインでの資格情報の確認ができます。



マイナンバーカードが健康保険証として使えます

マイナンバーカードを保険証として使うためには、事前にマイナポータルからの申込みが必要になります。マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはパソコンとICカードリーダーを使用し、マイナポータルで利用申込をしてください。セブン銀行ATM、医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーからも利用申込ができます。

【関連リンク】

[マイナンバーカードの保険証利用 | マイナポータル](#)

[マイナンバーカードの保険証利用について（厚生労働省）](#)

[セブン銀行ATMでのマイナンバーカードの健康保険証利用申込みについて](#)

医療機関・薬局等がオンライン資格確認のための機器を設置していない場合は、マイナンバーカードを健康保険証として利用することはできません。念のため健康保険証もご持参されることをお勧めします。

また、受診する前に医療機関・薬局に確認してください。（下記関連リンク参照）

【関連リンク】

[マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ（厚生労働省）](#)